

契約手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容				
中央子ども家庭センター	<p>下記の業務委託契約について、地方自治法施行令第167条の2第3号に定める場合に該当するものとして随意契約としていたが、府財務規則第61条の3第3号に定める公表は行われていたものの、第1号及び第2号に定める公表は行われていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="528 674 1133 831"> <thead> <tr> <th>契約名称</th> <th>支払金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衣類洗濯業務委託</td> <td>1,249,546円</td> </tr> </tbody> </table>	契約名称	支払金額	衣類洗濯業務委託	1,249,546円	<p>検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【地方自治法施行令】 (随意契約) 第167条の2 三 障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約</p> <p>【大阪府財務規則】 (随意契約の手続) 第61条の3 令第167条の2第1項第3号及び4号の規則で定める手続は、次に掲げる手続とする。 (1) 毎年度の当初に、当該年度の令第167条の2第1項第3号及び4号の規定により随意契約の方法により締結する契約(以下この条において「契約」という。)に係る物品又は役務の提供の業務の発注の見通しを、別に定めるところにより公表すること。 (2) 契約締結の相当期間前に、当該契約に係る次に掲げる事項を別に定める方法により公表すること。 イ 契約の内容 ロ 契約の相手方の決定の方法及び基準 ハ 公募により相手方を決定する場合にあっては、その申請方法 ニ イからハまでに掲げるもののほか、必要な事項 (3) 契約締結後、速やかに当該契約に係る次に掲げる事項を別に定める方法により公表すること。 イ 契約の相手方の氏名又は名称及び住所 ロ 契約の相手方とした理由 ハ イ及びロに掲げるもののほか、必要な事項</p>	<p>本事案は、契約事務担当者等が規則等の確認不足により事務手続を失念したために生じたものである。</p> <p>再発防止のため、契約事務担当者を中心に規則等で定めるルールについて周知徹底を図るとともに、今後の事務手続にあたっては、事務執行に関する規定等をその都度十分に確認することとした。</p> <p>なお、31年度契約に係る公表事務手続については、規則の定めに従い、適切に行っている。</p>
契約名称	支払金額						
衣類洗濯業務委託	1,249,546円						

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成30年12月12日)